

令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の任命
内閣官房孤独・孤立対策担当室の設置

司令塔
機能

民間団体・NPO
との対話、連携

令和3年3月 全省庁の副大臣を構成員とした会議立ち上げ

政府内
連携

令和3年3月 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を開始

予算確保

令和3年8月 孤独・孤立対策ウェブサイトの公開

広報
周知啓発

令和3年12月 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施

実態
把握

令和3年12月 孤独・孤立対策の重点計画の決定

理念・方針

官民連携プラットフォーム設置

令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始

地方の官民
連携促進

令和4年7月 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

相談支援

令和5年5月 孤独・孤立対策推進法の成立
令和6年4月 施行

法律

令和6年6月 法に基づく、
孤独・孤立対策重点計画の決定

理念・方針
重点を置いて取り
組むべき事項

政府全体での対応、
民・NPOとの連携
がポイントだね！

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



「あなたはひとりじゃない」
ウェブサイト



5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です



「孤独・孤立対策強化月間」
ウェブサイト



ひとりぼっちだと感じる孤独、人とのつながりが少ない孤立。
こうした感情や状態を、あなただけのものと思っていませんか？

もう、ひとりで悩まない、
みんなで支え合う社会へ

孤独・孤立対策重点計画 (基本理念・基本方針・特に重点を置いて取り組むべき事項)

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ① 孤独・孤立の実態把握
 - ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
 - ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
 - ② 人材育成等の支援
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
 - ① 居場所の確保
 - ② アウトリーチ型支援体制の構築
 - ③ 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
 - ④ 地域における包括的支援体制等の推進
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
 - ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
 - ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立対策重点計画

(令和6年6月11日)

孤独・孤立対策推進本部決定)

https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/jutenkeikaku.html



特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援（地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げに係る伴走支援等）
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化（孤独・孤立対策強化月間等の広報、つながりサポーターの養成等）
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。（令和6年4月1日施行）

基本理念（第2条）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

孤独・孤立対策推進法②

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難

➡地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、
お互いに学び合いそれぞれのエンパワメントを目指す
「水平的連携」

官：部局横断的な庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にとどまらない多様な主体の参画
（例 文化/芸術/スポーツの市民活動団体も主体となる）

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修

プラットフォームづくり
の方からはじめようね！



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
推進事業（モデル事業）はこちらから

具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の中で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・
取組内容が異なる。

プラットフォームの関係機関等
より限定的な主体が構成機関等
となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

孤独・孤立対策推進法③

国民の理解増進（第9条）

国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

具体的には・・・

地方自治体における住民向けの啓発活動

（参考）国の取組

孤独・孤立対策ウェブサイト、孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」の育成等

相談支援（第10条）

国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備

（参考）国の取組

「孤独・孤立相談ダイヤル」（#9999）の試行

人材の確保（第12条）

国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

具体的には・・・

**福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進
「つながりサポーター」の育成等**

(参考) 孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 (略)